

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月十七日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則四一九）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「適性試験」を「実地試験」に改め、同条第四号中「実地試験」を「経歴評定」に改める。

第十三条第二項を次のように改める。

2 人事委員会は、採用試験の実施に当たり、あらかじめ、実施計画を定めるものとする。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会が指定する採用試験の方法については、この限りでない。

第十八条中「新聞、放送」を「徳島県のホームページへの掲載」に改める。

第二十五条第一項中「第一次試験の実施の日時、試験場その他」を削る。

第二十六条第二項中「当該受験申込書を返還しなければ」を「その旨を通知しなければ」に改める。

第二十九条第三項を削る。

第三十条を次のように改める。

第三十条 人事委員会は、第三十八条第一項の規定による第一次試験の合格者の受験番号の発表に併せて、徳島県のホームページへの掲載その他適切な方法により、第二次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項を公表するものとする。

第三十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十六条ただし書に規定する採用試験の方法については、この限りでない。

第三十七条第一項中「結果」を「うち人事委員会が別に定める試験種目の結果」に改める。

第三十八条を次のように改める。

（合格者の発表）

第三十八条 人事委員会は、第一次試験の合格者を決定したときは、徳島県のホームページへの掲載その他適切な方法により、その受験番号を発表する。

2 人事委員会は、採用試験の最終合格者を決定したときは、徳島県のホームページへの掲載その他適切な方法により、その受験番号を発表するとともに、採用試験に合格した旨その他必要な事項を合格者に書面で通知するものとする。

第六十一条第一項中「第五号及び第六号」を「第四号から第六号まで」に改め、「、第三十八条」の下に「（ただし書を除く。）」、第十七条を加え、「並びに第二十六条から第三十八条」を「まで、第二十六条から第三十条まで、第三十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第三十二条から第三十八条（第一項を除く。）」に、「新聞、放送」を「徳島県のホームページへの掲載」に、「第三十八条中「人事委員会の定める場所に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、採用試験に合格した旨その他必要な事項を合格者に書面で通知する」とあるのは「昇任試験に合格した旨その他必要な事項を合格者に書面で通知する」を「第三十条中「第三十八条第一項の規定による第一次試験の合格者の受験番

号の発表に併せて、徳島県のホームページへの掲載その他適切な方法により、第二次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項を公表」とあるのは「第一次試験の合格者を決定したときは、当該合格者に対し、第二次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項を通知」と、第三十七条第一項中「うち人事委員会が別に定める試験種目の結果」とあるのは「結果」と、第三十八条第二項中「採用試験の最終合格者」とあるのは「昇任試験の合格者」と、「徳島県のホームページへの掲載その他適切な方法により、その受験番号を発表するとともに、採用試験」とあるのは「昇任試験」に改める。

第六十六条第一項第一号中「の実施」を削り、「第十六条（試験の日時、試験地及び試験場を指定する権限を除く。）及び第三十一条から」を「第十六条本文（試験を実施する権限に限る。）」、「第三十一条（第一項ただし書を除く。）及び第三十二条から」に改め、「まで」の下に「並びに第八条第四号に規定する試験の方法に係る第十六条本文（試験を実施する権限に限る。）」を加え、同項第二号中「第十六条」の下に「（ただし書を除く。）」を加え、「並びに第二十六条」を「第二十六条から第三十条まで、第三十一条（ただし書を除く。）並びに第三十二条」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の任用に関する規則の規定は、令和八年二月一日以後に第一次試験を実施する採用試験について適用する。